

⑧-2 民事再生事件

| 報酬の種類 | 弁護士報酬の額 |
|---------|--|
| 着手金（税込） | 資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者 110万円以上 (2)非事業者 33万円以上 (3)小規模個人及び給与所得者等 22万円以上 |
| 執務報酬 | 再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。 |
| 報酬金 | ①に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。 |

※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

※民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は、左の報酬金の算定方法を準用する。